

## 地震発生時の児童の安全確保について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置について、川崎市教育委員会より次の趣旨の通知がありました。

### 〈臨時休業〉

川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。その後、保護者の方は引き取りをお願いします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が稼業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

### 〈児童の下校〉

授業などの学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、川崎市立学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則となります。

なお、震度5弱以下の地震が発生した場合の下校については、学校や川崎市周辺の被災状況の把握のもとに、児童の留め置きなどを学校で判断いたします。

今後とも、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。